

鳥取大学と南部町の連携に関する協定書

国立大学法人 鳥取大学（以下「甲」という。）と南部町（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の教育・研究及び社会貢献事業と乙の地域活性化に資する事業について、相互に連携・協力を図ることを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に連携しながら、次の事項について連携・協力する。

- （1）南部町の地域活性化に関すること
- （2）学生の教育・研究活動に関すること
- （3）医学部附属病院と西伯病院の連携に関すること
- （4）乙から甲に職員を研修派遣すること
- （5）その他前条の目的を達成するために必要な事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から起算して1年とし、期間満了の1月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、必要な事項は、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

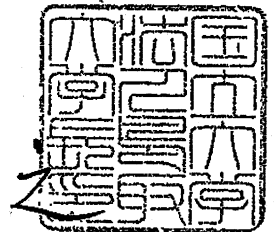
この協定の証として本協定書を2通作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月30日

甲 国立大学法人 鳥取大学

学 長

能 勢 隆



乙 鳥取県西伯郡南部町

町 長

坂 本 昭 文

